

「緑の募金」街頭募金協力員の心得

- 1 緑の募金は、「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」（「緑の募金法」と言われています）に基づいて実施しています。

主催者：公益社団法人 北海道森と緑の会

後 援：北海道、北海道森林管理局

- 2 「緑の募金」の使われ方

緑の募金は、「緑の募金法」第2条に定める森林の整備、緑化の推進に使われます。

例えば・・・

- ・台風などで被害を受けた森林の再生
- ・放置された森林への植樹や保育
- ・学校、公園、街路などの公共的な場所での植樹
- ・森林体験学習
- ・作文、標語、ポスターの懸賞募集などの緑化思想の普及啓発などに使われています。

- 3 「緑の募金」街頭募金の期間

春期の緑の募金運動は4月15日から6月30日まで実施します。

- 4 街頭募金活動を行うにあたっての留意点

- (1) 募金活動の方法

募金活動を行う者は、募金腕章またはタスキを着用（腕章、タスキのいずれかとする）します。責任者は募金箱を首からさげるなど携行し、他の協力者は緑の羽根を手に持って立ち、大きな声で通行人に対し、例えば次の様に呼びかけて下さい。

- ・緑の募金にご協力をお願いします。
- ・みどり豊かな街並みにしましょう。
- ・街路樹や公園の緑をみんなで守りましょう。

なお、緑の募金運動のスローガンは

「緑の募金で ふせごう 地球温暖化」 です。

街頭募金は、胸に羽根をつけて「心の緑を育てる」運動であることから、不快感を与えないように、節度のある態度で接して下さい。

なお、破損した羽根は投げ捨てないで募金箱に入れて下さい。また、活動中は絶対に募金箱のフタを開けないで下さい。

- (2) 募金者へのお礼

協力をいただいた方の胸に緑の羽根をつけ、「ご協力有り難とうございます」と礼をして下さい。

- (3) 募金活動後の報告

募金活動が終了したときは、寄附金及び募金資材を責任者の指示に従い、引継ぎしてから解散して下さい。

- 4 その他

- (1) 服装 街頭は風が冷たいので、温かい身繕いをして参加して下さい。

- (2) 活動 募金は公共の歩道上で行い、デパートやお店の入口、地下街入口の前では実施しないでください。